

●香川県選挙管理委員会告示第42号

平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和6年10月22日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
東かがわ市	略		東かがわ市	略	
	東かがわ市水主コミュニティセンター	略		東かがわ市水主コミュニティセンター	略
	<u>東かがわ市湊コミュニティセンター</u>	<u>東かがわ市湊523番地</u>			
	東かがわ市交流プラザ	略		東かがわ市交流プラザ	略
略			略		
略			略		